



平成 27 年 5 月 21 日

岸和田市長 信貴 芳則 様

岸和田市国民健康保険運営協議会

会長 石田 信博



国民健康保険料賦課限度額の改定について（答申）

平成 27 年 5 月 21 日付け、岸市国第 193 号で貴職から諮問があり
ました標記のことについて慎重に審議を行った結果、別添のとおり
答申します。



答申書

保険料の賦課限度額は、中間所得者層の負担軽減を図る観点から、本市がこれまで上限と定めてきた 73 万円から、政令により定められた 85 万円への引き上げが必要であると考える。

しかしながら、平成 28 年度において 12 万円の引き上げを行うについては影響が大きいため、平成 28 年度から 3 箇年で乖離額の解消を図ることが望ましい。

平成 28 年度は基礎賦課限度額を 50 万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を 15 万円に、介護納付金賦課限度額を 12 万円に引き上げ、あわせて 77 万円とされたい。

平成 29 年度においては、基礎賦課限度額を 51 万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を 16 万円に、介護納付金賦課限度額を 14 万円に引き上げ、あわせて 81 万円とされたい。

平成 30 年度においては、基礎賦課限度額を 52 万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を 17 万円に、介護納付金賦課限度額を 16 万円に引き上げ、あわせて 85 万円とされたい。

以上